

厚木市告示第160号

客引き行為等防止特定地区の変更について

厚木市客引き行為等防止条例（平成25年厚木市条例第24号）第6条第2項の規定により、客引き行為等防止特定地区を変更したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

厚木市長 山口 貴 裕

- 1 変更後の客引き行為等防止特定地区の区域  
中町2丁目全域、中町3丁目1～13、17、18番、中町4丁目1～4、12～16番、旭町1丁目1～5番、泉町1～3番
- 2 変更後の客引き行為等防止特定地区  
別紙図面のとおり
- 3 変更日  
令和8年4月1日